令和７年３月１９日
常総市告示第２９号

○常総市創業・新事業活動支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は，本市の産業の振興を図るため，市内で創業又は新事業活動をする者に対し，予算の範囲内において補助金を交付することに関し，常総市補助金等交付規則（平成１７年水海道市規則第６０号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業　産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２条第３０項に規定する行為をいう。

(2) 新事業活動　中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２条第７項に規定する新事業活動をいう。

(3) 創業等の日　個人にあっては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日又は新事業活動の開始の日を，法人にあっては登記簿謄本に記載された設立年月日又は新事業活動の開始の日をいう。

(4) 事業所等　事業の用に供するために直接必要な事務所，店舗，工場等の建物及びその付属施設（仮設又は臨時のものその他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

(5) 認定特定創業支援等事業計画　産業競争力強化法第１２７条第１項の規定に基づき，常総市が作成した創業支援等事業に関する計画であって，主務大臣の認定を受けたものをいう。

(6) 特定創業支援等事業　産業競争力強化法第２条第３３項に規定する事業で，経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号）第８条各号に規定する知識を全て習得できるように支援するものであって，創業者（産業競争力強化法第２条第３１項に規定する者をいう。）に対し継続的に行われる事業をいう。

(7) 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明　経済産業省関係産業

競争力強化法施行規則第７条第１項に規定する証明をいう。

(8) 経営革新計画の承認　中小企業等経営強化法第１４条第３項に規定する承認（同法第１５条第１項に規定する変更の承認を含む。）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は，次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 補助金の交付を申請する日の属する年度の末日までに創業若しくは新事業活動できること又は創業等の日後１年を経過していないこと。

(2) 市内に事業所等を設置し，又は設置しようとしていること。

(3) 創業等の日から２年間継続して事業を行う見込みがあること。

(4) 常総市認定特定創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明（申請事業の完了までの期間を含むものに限る。）を受けていること又は申請事業の内容を含む経営革新計画の承認（申請事業の完了までの期間を含むものに限る。）を受けていること。

(5) 市税（市外に住所を有する個人又は法人の場合は，住所を有する市町村が賦課するものを含む。）の滞納がないこと。

(6) 補助金の交付を受けようとする者が，この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる事業については，補助対象としない。

(1) 別表に定める業種に係る事業

(2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(3) 他の者が行っていた事業を単に継承して行う事業

(4) 常総市暴力団排除条例（平成２４年常総市条例第４号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が運営に関与していると認められる事業

(5) 国，県又は市が行う他の助成制度の対象となった事業

(6) その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，次の各号に掲げる経費とする。

(1) 創業又は新事業活動に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

(2) 商号登記費又は法人登記に係る費用

(3) 事業所等新築工事費（増改築及び改修を含む。ただし，住居部分を除く。）
(4) 設備費（直接必要とする機械装置，工具，器具，備品等の購入費又は補助金交付決定の日から申請年度の属する年度の末日までに係るリース料若しくはレンタル料に限る。）
(5) マーケティング調査費
(6) 販売促進品等の作成に要する経費
(7) 広告宣伝費
(8) その他市長が適当と認める経費

２　補助金の額は，補助対象経費の２分の１に相当する額とし，３０万円を限度とする。ただし，算出した額に１，０００円未満の端数があるときは，当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は，常総市創業・新事業活動支援補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて，市長に申請しなければならない。
(1) 事業計画書
(2) 誓約書兼同意書
(3) 市町村税納税証明書（市外に住所を有する個人又は法人の場合）
(4) 事業を実施する事務所等の所在が分かるもの（登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し等）
(5) 開業等の届出の写し（個人に限る。）
(6) 定款及び登記事項証明書の写し（法人に限る。）
(7) 本人確認書類の写し（個人に限る。）
(8) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
(9) 特定創業支援等事業に関する証明書の写し又は経営革新計画の承認を受けたことが分かる書類の写し
(10) 補助対象経費の内訳を説明する書類（見積書，契約書等）
(11) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第６条　市長は，前条の規定による申請を受けた場合は，速やかにその内容を審査し，補助金の交付の可否を決定したときは，常総市創業・新事業活動支援補助金交付（不交付）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（事業の変更，中止等）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，次の各号のいずれかに該当するときは，速やかに常総市創業・新事業活動支援補助金変更等承認申請書に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 第５条の規定により申請した事項の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助対象経費の変更（３０パーセントを超えない範囲の変更を除く。）をしようとするとき。

(3) 前条の規定により交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の中止又は廃止をしようとするとき。

２　市長は，前項の規定による申請を受けた場合は，速やかにその内容を審査し，当該申請の内容の可否を決定したときは，常総市創業・新事業活動支援補助金変更等承認（不承認）決定通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助事業者は，補助事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに常総市創業・新事業活動支援補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて，市長に報告しなければならない。

(1) 補助事業に係る経費の支払を証明する書類（領収書，契約書等）

(2) 補助事業の成果等が分かるもの（写真等）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第９条　市長は，前条の規定による報告を受けた場合は，速やかにその内容を審査し，適当と認めるときは，補助金の額を確定し，常総市創業・新事業活動支援補助金確定通知書により，当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は，常総市創業・新事業活動支援補助金交付請求書により市長に補助金を請求するものとする。

２　市長は，前項の規定による請求を受けたときは，速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１１条　市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該決

定を取り消し，既に交付した補助金があるときはその全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(5) 事業を継続して２年以上行わなかったとき。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。

ア　補助事業者が個人の場合，当該補助事業者の疾病又は死亡により事業を継続できないとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により事業の継続が困難であるとき。

ウ　その他事業を継続しないことがやむを得ないものと市長が認めるとき。

(6) その他市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

（委任）

第１２条　この告示に定めるもののほか必要な事項及び様式は，市長が別に定める。

附　則

この告示は，令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

（補助対象外の業種）

| |
|---|
| (1) 農業 |
| (2) 林業 |
| (3) 漁業 |
| (4) 金融業，保険業 |
| (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の規定により許可又は届出を要するもの |
| (6) 易断所，観相業，相場案内業 |
| (7) 競輪・競馬等の競争場，競技団 |
| (8) 芸妓業，芸妓斡旋業 |
| (9) 場外馬券売場，場外車券売場，競輪・競馬等予想業 |
| (10) 興信所（専ら個人の身元，身上，素行，思想調査等を行うものに限る。） |
| (11) 集金業，取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。） |
| (12) 宗教，政治，経済，文化団体等 |